

中小企業政策審議会
小規模企業基本政策小委員会
第8回議事録

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

中小企業政策審議会 第8回小規模企業基本政策小委員会
議事次第

日 時：平成26年7月25日（金）9:30～11:37

場 所：経済産業省本館3階302・310各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 第7回小規模企業基本政策小委員会移行の動きについて（報告）

(2) 小規模企業振興基本計画原案について（議題）

(3) その他

3. 閉 会

○桜町課長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、園田委員が若干遅れていらっしゃるようでございますけれども、ただいまから「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」第8回会合を始めさせていただきたいと思います。

部屋の中が少し暑うございますので、差し支えなければ上着をおとりいただくなどして、気楽な格好で御参加いただければと思います。

本日は御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、中小企業庁経営支援部小規模企業振興課長の桜町でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は田中大臣政務官に御出席いただいております。始めに田中大臣政務官より御挨拶をいたします。政務官、よろしく願いいたします。

○田中大臣政務官 皆様、おはようございます。政務官の田中でございます。

この小規模企業基本政策小委員会も半年ぶりということで、何か御無沙汰しておりますといった感じでございますけれども、昨年度は7回にわたりまして小委員会を開催させていただきました。皆様から活発な御意見をいただきまして、また、石澤委員長の強力なリーダーシップのもとで報告書も取りまとめいただきました。そして、それをもとに小規模企業振興基本法が国会において6月20日、ぎりぎりでありましたけれども、おかげ様で成立をすることができました。本当に皆様のお力に感謝を申し上げたいと思います。

今回の基本法、大きなポイントは、まさに地域の経済、地域の雇用を支えていただいております小規模企業、事業者の皆さんを全面的に支援していきたいということでもあります。

従来の中小企業政策が重点を置いてきた部分は成長発展ということでありましたが、それのみならず、事業の持続的な発展というものを、今回の小規模企業振興の基本法ということを位置づけました。小規模企業を中心に据えた施策体系を定めたということでもあります。

そして、まさに本年は小規模企業振興の元年と位置づけております。基本法のもとに全国津々浦々までアベノミクス、今、ローカルアベノミクスと言っておりますけれども、これが一層浸透させるように、継続してこの後の基本計画等も結びつけていきたいと思っております。

そして、今日、御議論いろいろいただきます基本法でありますけれども、今後の中長期的な指針を示すということでもあります。ぜひとも今日も基本計画の原案に記載しておりますが、小規模企業の前向きな一歩を関係者が一丸となって支援していこうということもございます。そのための羅針盤と位置づける基本計画であります。真に小規模事業者の皆様、企業の皆様に意味のある、そういう基本計画となるように、本日も活発なる御議論をいただきたいと思います。

この基本計画というものが次の大きな一歩となりますので、ぜひとも皆さんよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

○桜町課長 ありがとうございます。

続きまして、石澤委員長より御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
○石澤委員長 おはようございます。本日は小規模企業基本政策小委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変お忙しいところ、しかも早朝から御出席をいただきまして、ありがとうございます。

この委員会は1月開催以降、半年ぶりに開催をいたしまして、その半年の間に小規模企業が長年悲願としておりました小規模企業基本法が国会で成立をいたしました。

振り返ってみますと昨年9月に初めてこの委員会が開催されまして、その冒頭の挨拶で茂木大臣から、長い間、苦しんできた小規模企業の皆さんに倍返しをしたいという熱い思いで並々ならぬ決意の表明がございました。それ以後、約3カ月余りの間に7回の委員会を精力的に開催いたしまして、当面する小規模企業をめぐるいろいろな問題の中で、皆さんの御意見をお聞かせいただきまして、今回の制定に至ったわけでありませけれども、皆さんのその間の思いを盛り込んだ基本法が成立されたこと、まことにうれしく感慨無量のものでございます。

しかしながら、基本法ができればいいというものではありませんので、基本法に従って今後どのような政策が打ち出されてくるか。また、それを小規模企業がどう活用して事業に、また、地域の活性化に結びつけていくかが問われる、まさにこれからがスタートと申しますか、正念場でございます。

本日、論議いただきます基本計画は、向こう5年間にわたる小規模企業の振興の基本的な方針を決める極めて重要なものでございますので、どうか委員の皆さんにおかれましては、この基本法がしっかりと小規模企業の振興に結びつくように、引き続いて大所高所から活発な御議論を賜りますようお願いいたしまして、まず私の御挨拶とさせていただきます。

本日は大変御苦労さまでございます。

○桜町課長 ありがとうございます。

本日の配付資料につきましては、お手元の配付資料一覧にございますように資料1から資料7及び参考資料1、参考資料2の9点でございます。

もし不足がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

また、本日は諏訪委員、高原委員、堤委員、3名の方が御欠席でございます。

高橋委員の代理といたしまして、辻様。中村委員の代理といたしまして瀬上様に御出席をいただいております。

したがって、本日は委員総数17名中、出席者12名、代理出席2名、欠席者3名ということでございますので、過半数の出席を満たしておりますので、本委員会は成立をいたしておりますことを申し添えたいと思います。

続きまして、本委員会の今回の委員会の趣旨について御説明をさせていただきたいと思っております。後ろのほうの資料になってしまっていて大変恐縮でございますけれども、参考資料1をご覧くださいければと思います。一番後ろのほうに前回の小委員会、本委員会でまとめて

いただいた取りまとめの報告書がございまして、その前になります。

小規模企業振興基本法に基づきまして、小規模企業振興基本計画の策定について及び小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会に対する基本方針の改正につきまして、経済産業大臣から中小企業政策審議会宛てに諮問がなされておりますので、本委員会において御議論いただければと思っております。

本委員会の取りまとめにつきましては、中小企業政策審議会にて御審議をいただいて、経済産業大臣に答申されることとなっております。

それでは、以降の進行につきましては、石澤委員長にお願いをいたしたいと思っております。委員長、お願いいたします。

○石澤委員長 それでは、本日はまず本年1月31日の第7回小委員会以降の小規模企業振興基本法をめぐる動きについて、事務局から報告をいたします。その後、小規模企業振興基本計画原案について御審議をいただくことにいたしております。

まず、小規模企業振興基本法をめぐる動きについて、事務局より報告をお願いします。

○蓮井課長 法案担当の中小企業庁企画課長の蓮井でございます。

今、委員長からお話がございました、本年1月末以降の動きにつきまして、簡単に御報告と法案の状況について御説明をいたします。

お手元の資料2-1、資料2-2及び資料3でございますが、主に資料2-1と資料3に基づいて御説明をさせていただきたいと存じます。

また、先ほど課長からもお話がございましたが、参考資料2というものがもともとの報告書でございますが、まさに1月31日に最終的に御取りまとめで一任をいただいたものでございますが、こちらについては2月に中小企業政策審議会、本審議会を開催いたしまして、そこで最終的な御審議をいただき、2月末に、その後ですが、中政審の岡村会長及び石澤小委員長から、茂木大臣にその旨の御報告をいただいております。お手渡しをいただきまして、それで最終的に2月末に答申ということで大臣に答申がされたわけでございます。

それを受ける形で法案の策定を進めまして、先ほど委員長からもございましたけれども、3月7日に中小企業振興基本法案及びそれとあわせてですが、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案という2本が閣議決定をされ、同日付で国会に提出をされました。

先に審議の状況を申し上げますと、その後、5月20日に衆議院本会議におきまして大臣に対する質疑がございまして、その後、衆議院においては参考人質疑が5月28日に開催されまして、そこには石澤委員長にも御参加をいただきまして、御意見の御開陳をいただいたところでございます。その後、質疑がございまして、衆議院及び参議院でも同様に参考人質疑を踏まえまして、最終的に先ほどお話がございましたとおり6月20日に、これは衆参ともに全会一致で成立をしたわけでございます。

なお、質疑時間は16時間を超えるという、かなりそれなりにしっかりとした御審議をいただいたと理解をしております。

その法案の中身についてでございますけれども、若干復習になるかと思いますが、申し上げますけれども、資料2-1、A3の紙でございます。まさに人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷といった我が国の経済社会の構造変化という中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等さまざまな関係者の行動を促していく1つの仕掛け、仕組みといたしまして、この基本法が成立したということでございます、まさに今後この基本計画を早急に策定することが求められ、大臣から諮問がされたということでございます。

大きくポイントは3点でございます、まず第1でございますが、先ほど政務官からもお話がございましたとおり、中小企業基本法では第3条の基本理念において、中小企業の多様で活力ある成長発展というふうに位置づけられているわけでございますが、そのみならず、今回、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含む事業の持続的な発展を基本原則として、同様に小規模企業振興基本法第3条に基本原則として位置づけたところでございます。

2点目は、その基本原則に基づいた施策を継続性、一貫性をもって実施するためのPDCAサイクルということで、基本計画を政府が策定するということを13条に位置づけてございます。

中身といたしまして大きく3点。基本的な方針ということで、これは日本再興戦略等も踏まえつつ、目指すべき目標・方向性を定めていくということ。

2点目といたしまして、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策ということで、重点的な施策の柱を立てていくこと。

3点目といたしまして、従業員5人以下でありますとか、東日本大震災の復興、取引の適正化というような今回、必要な事項として、さらに実施のために必要なことをまとめているという、大きく3つのことを記載するというに法律上なっております、これをまさにこれから御審議いただくということでございます。

あわせて3つ目の大きな柱といたしまして、今後の小規模企業に対する基本的な施策の柱ということでございますが、大きく4つでございます。これはまさにこの小委員会で取りまとめいただいた報告書に、まさにそのままほぼ沿った内容でございます、第1に顧客との関係ということで、顔の見える信頼関係を生かした多様な需要の掘り起こし。

2点目といたしまして、事業者自身のあり方ということで、多様な個の能力を生かす。地域も含めた新陳代謝という発想でございます。

3点目といたしまして、地域との関係。これは小規模事業者の振興と地域の活性化は表裏一体だということは、この場でも何度も議論されたことございまして、そういった観点での連携を強化し、地域を活性化するという観点。

4点目は、こうした施策を実施するに当たりまして、総力をあげた支援体制。地域ぐるみで334万の小規模事業の皆様方に施策を届けていくという関係の構築と、あわせて手続

の簡素化、合理化といった内容を定めているものでございます。

それに関連しまして、若干国会でありました御審議等を御紹介いたします。資料3でございます。国会におきましても先ほど申し上げたように、全会一致で成立したものでございまして、基本的な考え方については与野党問わず、非常に強い賛同が得られたところでございます。その上で特に実施面を中心に国会でも御議論がございまして、例えばまさに今回の基本計画の策定に当たっても、小規模事業者の意見の反映の仕方でありますとか、PDCAサイクルの具体的な回し方の問題。それから、非常に最も大きな人口減少等で需要が減少するという中で、どう需要を見据えた経営促進を図るかという点におきましても、例えば地域の需要の掘り起こしに当たっての施策。IT活用の促進。広域の需要を確保するためのIT活用。さらにはグローバル展開のための施策。さらに1つございましたのは、大企業の下請けとしての適正な価格条件で取引がされていないという環境を改善すべき。取引条件の適正化についてもきちんと位置づけておくべきだという御指摘でございます。

また、新陳代謝という観点では、創業・事業承継・廃業について段階ごとの支援策。まさにこれはこの小委員会でもライフサイクル論で御議論いただいた点についてもきちんと整理していこうという御指摘がございましたし、特に廃業についてでございますが、適切なタイミングで事業を終了できる環境整備というものをどう図っていくのかという御指摘がございました。さらに、社会保険料の軽減策についての御指摘もあったところでございます。

地域経済は非常に大きな議論がございまして、小規模と地域の関係については表裏一体であり、地域活性化が重要という指摘は国会でもたびたび指摘をいただいたところでございます。その中でも地域のマーケティングあるいは地域経済学という言葉が使われた方もおられましたが、そういったものを行い、どのように地域の中で適切な施策を講じるのか。さらにはコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等の地域課題解決型ビジネス。例えばNPOがよく担っておられますが、こういったところについても支援対象とすることを検討してはどうかといった御指摘もあったところでございます。

なお、適切な支援体制の整備ということでございまして、経営指導員さんの資質の向上のための施策のあり方、さらにはよろず支援拠点、認定支援機関等いろいろ支援機関があるわけでございますが、どのように適切な連携を図っていくのか。さらには国、地方公共団体、中小企業の支援団体等の役割分担、施策情報を送り届けるための具体的なあり方といったことについての御指摘をいただいたところでございまして、これを含めて今後、基本計画等にも議論していただくための1つの素材になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、めくっていただきますと、これが今、申し上げた国会での議論が最終的にまとまっている附帯決議というものでございます。法律の成立に当たりまして各委員会でこういった議論を踏まえて、今後、政府としては本法の施行に当たって具体的な措置を講じてほしいというような、国会から言えばそういう意味での措置を講ずべきという意味での指摘

事項をいただいているということでございますので、添付をさせていただきました。

ということでございまして、先ほど申し上げましたように、国会でも16時間25分の質疑を経まして、最終的に全会一致で成立をさせていただいたということを報告させていただきます。

以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

ただいまの小規模企業振興基本法の報告についての御質問等につきましては、次の議題であります小規模企業振興基本計画原案についての討議とあわせて御発言をいただければと思っております。

それでは、小規模企業振興基本計画原案について、事務局から説明を願います。

○桜町課長 御説明をいたします。お手元の資料4、資料5、資料6を使って御説明させていただきますと思います。

資料4、A4縦長の紙でございます。小規模企業振興基本計画のイメージという表題がついている資料でございます。これをご覧いただければと思います。

今回成立いたしました小規模企業振興基本法の中で、基本計画を定めることになっておりますけれども、基本計画に何を描くのかということも、この基本法の中に規定をされてございます。

一番上は条文になっていて、大変恐縮でございますが、1つは施策についての基本的な方針。2つ目は、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策。3つ目は、その他必要な事項という3つが定められることになっているわけでございます。

その下が今回、基本計画の原案として構成をさせていただいた全体像でございますけれども、この中で現状認識と基本的考え方、4つの目標、こういったものを基本的な方針と条文で定められているところに対応いたしまして、まとめさせていただきたいと考えてございます。

現状認識と基本的考え方につきましては、小規模企業の状況が大変厳しい中で、成長発展のみならず、事業の持続的発展を原則とした政策体系が必要であるということでございます。

4つ目の目標につきましては、需要を見据えた経営の促進、新陳代謝の促進、地域経済に資する事業活動の推進、適切な支援体制の整備。これは前回の本委員会でおまとめをいただいたまとめで立てていただいた4本の柱そのままでございます。その4本の柱が小規模企業振興基本法の中にそのまま規定をされてございまして、今回の基本計画の中にもこの4つの柱を4つの目標ということで、基本計画は5年計画でございますので、今後5年間を見据えまして、この柱をどこまできちりやっていくのかということをしっかり書かせていただきたいと考えてございます。

政府が講ずべき施策としまして、10の重点施策という形でまとめをさせていただければと思っております。これも先ほど申し上げました4つの柱に基づいているものでござい

して、4つのそれぞれの柱が3つなり2つなりに展開をされていくということで、具体的な施策といってもそれぞれの施策の羅列ではございませんけれども、これから5年間を見据えたそれぞれの分野についての施策についての考え方をきっちり書いていくことが必要になってくるわけでございます。

お時間があまりございませんけれども、原案の本文も少しポイントだけ御参照いただければと思っております。資料5になります。

目次のところをご覧いただきますと、今、申し上げた A4 縦長の紙で書かせていただいた現状認識と基本的考え方、4つの目標、10の重点施策といったものが並べられております。第3章といたしまして、その他必要な事項を3つほど掲げさせていただいております。

めくっていただきまして1ページ目でございますけれども「はじめに」ということで、まず冒頭、この基本計画の策定に当たりまして、基本計画の位置づけをまとめさせていただいております。最初のパラグラフでございますけれども、基本計画は一貫かつ継続した方針のもとに必要な施策を重点的かつ効果的に実行することを担保するために定めるということをごさしまして、おおむね5年ごとに変更をしていくということでございます。

基本計画は、これはこれで1つの作文で終わってしまっては決していけない。しっかり実行あるものとして展開していくことが非常に重要でございます。そのために毎年継続的にこの基本計画の進捗状況を管理することが重要になってくるということでございます。

日本再興戦略で成果目標を3つほど定められております。その3つの成果目標、その他の関連指標なども活用しながら、後ほど御説明させていただきますけれども、4つの目標の達成状況を把握する。それから、毎年度講じようとする施策につきましては白書を通じて国会にも御報告させていただきますし、広く公表もさせていただくということでございます。その上で小規模企業の方あるいは支援機関、自治体、さまざまな方の御意見をいただきながら、施策の効果についてしっかり検証して、施策の見直しを図っていく。いわばPDCA サイクルを回していくということをやってまいりたいと考えております。こういったことをやって、5年間計画期間において基本計画の実効性を担保するというので、この基本計画自身と PDCA サイクルが表裏一体のものになるというふうに御理解いただければと思います。

このPDCAは大事でございますので、資料6も若干お目通しいただければありがたいと思っております。横長のポンチ絵になってございますけれども、水色の列が3本あるかと思っております。左から右に時系列で時が流れていくわけでございまして、例えば今は7月でございますので、一番左から2番目の7というところ、現在我々はここにいるという感じで想定していただければと思いますが、既に成立した予算を今、取り組んで執行する段階であります。今年度末、3月までに向けて執行している。それと同時に来年度の概算要求のプロセスが2段目でございますけれども、既に始まっている。これも来年3月には恐らく予算が成立して、その翌年度には執行されていくことになっていくわけでございまして、各年度執行された施策につきまして、その後、年度が終わったところにしっかり評価検証をし

ていく。こういうことをやっていきたいと思っております。

これは事業者の方、支援機関、地方公共団体、さまざまな方の御意見を集約したり、あるいは我々なりに分析を加えながらやっていきたいと思っておりますけれども、この審議会でもぜひ御議論をいただければと思っております。前年度までに行った施策が本当に基本計画に照らして効果があったのかどうなのか。どれほど効果があったのか。どういうものはものすごくよかったけれども、どういうものがまだ十分足りなかったのか。そういったことをぜひ現場の感触を踏まえながら闊達な御意見を出していただいて、それを紫の矢印になりますが、次の概算要求につなげていく。あるいは既に執行されている予算の運用にしっかり生かしていく。こういったことでPDCAを回していくことを考えてございます。

こういうことをすれば、毎年度毎年度施策がきちり評価されて、分析をされて、翌年度の施策につながっていくということでございますので、それによって基本計画が生きた計画になっていくのではないかと考えてございます。

本文に戻らせていただきまして、1ページ目のところでございます。第1章「1. 現状認識と基本的考え方」のポイントだけ若干触れさせていただきたいと思えます。

最初の段落に書いてございますのは、小規模事業者の意義でございます。数も去ることながら、地域での需要あるいは雇用を担う。就業の機会を提供する。地域住民の生活の向上、交流の促進に寄与する極めて重要な存在だということでございます。その小規模事業者が事業の持続的な発展を実現することによって、日本経済全体の成長発展にもつながるということではないかと思えます。

経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくということも、大事な政策課題でございます。このために小規模企業の活力を最大限に発揮していただくことが必要不可欠ではないか。

他方で、小規模企業を取り巻く環境は激変しておりまして、構造的に大変深刻な状況に囲まれているということでございます。この結果2009年から2012年、この3年間で見ますと、数も中規模企業に比べるとより減っているということで、厳しい状況に置かれているわけでございます。したがって、2ページ目の最後のところでございますが、小規模企業政策を今こそ抜本的に強化していくことが求められるということでございます。

3ページの頭でございまして、ここは若干経緯でございまして、こういう現状と背景に基づきまして、この小委員会において御議論いただいて報告を取りまとめさせていただきました。中小企業基本法の基本理念にのっとりながら、小規模企業にしっかり焦点を当てた小規模企業振興施策について政策体系を構築していくということで、この委員会の報告書を受けまして小規模企業振興基本法案を作成して、国会に提出をさせていただいたということでございます。それが国会において可決成立いただいたということでございます。

この小規模企業基本法につきましては、1つの大きなポイントは成長発展のみならず、事業の持続的発展を図るということを振興の基本原則に位置づけたということでござい

す。もちろんこの基本計画は国が作成する計画でございますけれども、小規模企業の振興は国の施策だけで図られるものではもちろんございません。もちろん地方公共団体であったり、地域の支援機関、さまざまな主体がそれぞれ力を発揮していただいて、あるいは連携をしながらやっていくことが非常に重要でございます。そういう意味で、この基本計画は小規模企業がいわば前向きな一步を踏み出そうとするときに、関係者が一丸となって総力をあげて応援するための大変重要な羅針盤として機能していくのではないかと考えております。

続きまして4ページ目以降、4つの目標でございます。太字で書いてございますような需要を見据えた経営の推進、新陳代謝の促進、地域経済の活性化に資する事業活動の推進と適切な支援体制の整備ということでございまして、需要を見据えた経営の推進につきましては、小規模企業が需要の減少に直面をしている。価格競争力が弱いと厳しい状況にある中で、他方で顔の見える信頼関係に基づいた強みでありますとか、あるいは価格競争に巻き込まれないオンリーワンの商品、サービスを開発、提供するといったさまざまな特徴なり強みがあるわけでございます。こういった潜在的な対応力をしっかり引き出しながら、需要の創造あるいは掘り起しをやっていくことで、新たな商品、サービスの開発・提供などをやっていくために、需要を見据えた計画的な経営を推進していく。こういった取り組みを5年間の目標として支援をしていこうということでございます。

新陳代謝の促進でございますけれども、経営者、従業員の高齢化、後継者不足といったさまざまな困難があるわけでございまして、5ページ目の上のところでございますが、女性・若者・シニア、他方でこういった多様な人材に対して、小規模企業が働き方を提供しているのも事実でございます。あるいは雇用の拡大にも貢献しておられるということでございます。

したがって、こういった小規模企業のまずは起業・創業あるいは第二創業といったものを促進していく。それと同時に事業承継によりまして、企業の持っている有用な経営資源の散逸を防ぐ。地域の経済社会の発展に結びつけていくといったことをやっていくことが重要だろう。それから、事業の継続が仮に見込まれない場合につきましては、事業の廃止を円滑化するというのも大事な課題であると考えてございます。生活の安定、再チャレンジに向けた環境を整備するというところでございます。

また、それに加えて小規模企業の人材の確保・育成の強化も大事でございまして、多様な人材が能力を発揮できる環境を整備するというところで、誰もが参画しやすい地域社会の実現を目指していこうということでございます。

地域経済の活性化に資する事業活動の推進ということでございます。小規模事業者の活力の向上には、個々の事業者の支援だけでは足りない。地域全体が面的に活性化することが非常に重要でございます。また、その逆も言えるわけでございまして、小規模企業が活性化をすることによって地域が活力を取り戻す。そういう意味で、両者は表裏一体の関係にあるというわけでございます。

こういう中で地域を活性化するには、地域に存在する魅力を掘り起こして、それを面的に展開して、さらにそれに創造的な発想、取り組みを加えて、地域の魅力を内外に広く浸透させていく。こういうことが非常に重要でございまして、そういうことによって地域のブランド化を図り、あるいはにぎわいを創出していくことが大事でございまして。

その際に、自治体あるいは支援機関といったところもしっかり連携をしていくことが重要でございまして。

最後4番目に支援体制の整備のところでございますけれども、現在、小規模企業は事業を継続するだけでも大変努力が必要な状況にある中で、支援機関につきましても小規模企業に対して伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていく。そういう姿勢で支援に臨むことが非常に重要であります。

また、支援に当たりましては単発で終わるのではなく、しっかり継続をしながら支援をすることも大事なわけでございます。

そして、国、自治体、支援機関が連携をするということで、小規模事業者は人口減の中で、まさにお客さんがどんどん減っていく中で、新しい需要をつかんでいけないといけない状況にあるわけでございますので、国内外の新たな需要を開拓する。あるいはこれまでの商圈を超えてチャレンジしようといった小規模事業者が的確に需要を見据えて、かつ、獲得できるということにならなければいけないわけでありまして、そういう支援を行っていくということでございまして。そういう支援を行うための成果の出る支援体制の構築を目指していきたいということでございまして。こういったことを5年間かけて、こういった目標に向けて政策を展開していくことが重要ではないかと思っております。

第2章でございますけれども、以上を踏まえながら10の重点施策をまとめさせていただきます。

柱書きにございますように、この10の重点施策は基本的な考え方を規定してございましてけれども、その考え方に沿って必要な法制上、財政上、金融上の措置は講じていかなければいけないということでございまして。

まず1番目の重点施策でございますけれども、7ページ目でございます。ビジネスプランに基づく経営を推進していこうということでございまして。小規模企業の方は売り上げがなかなか伸びないという方が大変多うございまして。これはこの審議会でも随分御議論をいただきました。明確なビジョンに基づいた経営を行うことが非常に重要でございまして。このために小規模企業の方自身がまずマーケットとか競合他社と分析しながら、自分の強みがどこにあるのか、弱みがどこにあるのか、こういったことを把握しながら潜在的な顧客を探していくことが重要でございまして。

また、地域全体の動向、年齢層がどうなっていくのかとか、どういう業種が強いのか、こういったことも踏まえてビジネスプランを作成して、経営を推進していくことが重要でございまして。また、それを支援するさまざまな支援側の主体につきましても、相互に連携を強化する、あるいは支援能力の向上を図っていくことが必要でございまして。

そして、こういった明確なビジョンに基づいた経営を支援していこうということでございます。これによって小規模事業者の売上げの増加、収益の改善といったことを図っていくということでございます。

2番目の重点施策でございます。需要開拓に向けた支援でございますけれども、小規模企業が需要の創造や掘り起しに向けまして、そのニーズに合った商品、サービスを発信する機会をつくっていかねばいけないということでございます。商談会でありますとかアンテナショップあるいはITの技術を活用したりしながら、国内外の需要の開拓を支援していくということでございます。

また、政府調達分野も小規模企業にとっては大きな大事なマーケットでございますので、そこへの参入の促進を努めていくということでございます。

3番目の重点施策でございますけれども、やはり小規模企業も激変する環境の中で常に市場の先手を打っていかねばいけないということでございます。この努力が要るわけでありまして、小規模企業は意思決定が早いという有意性もございますので、こういったことも生かしながら、市場の動向を見据えて新しい商品・サービスの開発に取り組んでいく。それを促進していかねばならないということでございます。新しいアイデアとか技術の事業化、実行といったことを強力に支援をしていく。あるいは第二創業という挑戦的な取り組みも支援をしていくということでございます。

2番目の柱に入りまして、重点施策の4、起業・創業の支援もしっかりしていくということでございます。女性・若者・シニアを含めまして創業を促進するために産業競争力強化法が去年成立をいたしました。これに基づく創業支援体制も整備をしていく、あるいは市区町村レベルでの起業・創業も促進していきたいと思っております。また、創業を応援する環境、社会づくり、雰囲気づくり、あるいは先輩経営者からの成功例を学ぶ機会、こういった教育、ノウハウの伝授といったことにも努めていくことが重要でございます。

5番目の重点施策でございます。事業承継・円滑な事業廃止ということでございますけれども、やはり事業が継続して行われるということが、地域経済社会の発展のためには非常に不可欠なことでございまして、このために事業承継に関しまして法制面を初めとした諸制度の整備・活用を進める。後継者難の企業の方と創業希望者といったところのマッチングも促進していく。あるいは第二創業も応援していく。こういうことで事業承継、第二創業といったことを進めていくことが大事でございます。

廃業の円滑化につきましても、選択肢の1つとしてしっかり検討できるように、相談窓口の整備を進めるということでございます。

小規模共済の整備の活用あるいは経営者保証ガイドラインに基づく融資の促進といったことを通じて、円滑な廃業、事業承継、再チャレンジといった環境整備を進めることが大事な施策ではないかということでございます。

6番目の重点施策、人材の確保・育成でございます。小規模企業は従業員の数が少ないビジネスモデルでございますので、人材が大変重要でございます。経営に関する知識面で

のサポートといったことを中小企業大学校も活用しながらしっかりやっていくことが重要でございます。経営者としての切磋琢磨を行う機会もふやしていくということでございます。

それから、小規模企業の魅力の発信もすることによって、新たな人材を外から確保していくことも大変重要でございます。

続きまして、3番目の柱の地域活性化でございます。重点施策7のところでございますけれども、地域経済の波及効果のある事業の推進をしていくということでございまして、地域経済の活性化をしていくために、地域におけるブランド価値の確立あるいはにぎわいの創出、こういったことをしっかりやっていくことが必要でございます。このために地域に存在している魅力をしっかり掘り起こして、それを面的に展開し、あるいは創造的に取り組むということで、1つは地域外へ地域の魅力を広く浸透させる、あるいは逆の方向でございすけれども、地域の外から地域の中にアクセスする顧客層に効果的に訴求する。こういったことで交流人口の拡大も含めまして、地域の外からの活力の呼び込みを抜本的に強化していくことが重要でございます。

あわせまして、地域の中でもその魅力に気づいていないケースも結構ございますので、そういったことの掘り起こしもやっているということでございます。そういった全体で面的に地域経済、地域全体の活性化を図っていきたいということでございます。

重点施策の8番目でございます。地域のコミュニティでございます。地域のコミュニティは経済だけではなくて社会、文化さまざまな多面的な機能を有しているわけでございます。特に商店街は地域住民の暮らしを支える重要な役割を果たしているわけでございます。こういういわば公的な役割も有しているわけございまして、そこには小規模企業だけではなくて、地域の多様な主体が連携して参画を促進していくことが必要でございます。さまざまな機関、団体、中小企業支援機関のみならず、場合によっては農家、地場産業、旅館、NPO、医療機関、住民といった異なる主体が全体として一体となってコミュニティを支える取り組みを進めていきたいということでございます。

4番目の柱でございます。支援体制の整備でございますけれども、重点施策の9のところでございますが、まず支援機関につきましては、さまざまな支援機関がそれぞれの支援目標をぜひとも設定しながら支援を進めていただきたいと思います。それから、基本法と改正されました小規模事業者支援法に基づいて、各支援機関同士の連携強化といったことも期待されるわけでございます。

高度で専門性の高い経営課題というものも結構ございます。こういったものについては面的な支援体制ということで「よろず支援拠点」を今回整備させていただきました。この知見を活用しながら、専門家もスムーズに連携する仕組みを構築していかなければいけないと考えてございます。人材育成もあわせて重要でございます。

国と地方公共団体につきましては11ページ目でございますが、これも「よろず支援拠点」も使いながら施策を効果的に展開していくことが、各省連携しながらやっていくことが非

常に重要でございます。地公体につきましても地域経済の活性化あるいは住民の生活の向上に貢献するという小規模企業の振興の役割を踏まえまして、国とも連携をしていただけるとありがたいと思っています。

また、地域の観点から施策を効果的、重点的に実施をしていく。あるいは各地の小規模企業がこんなに地域社会に貢献しているぞということを、ぜひ積極的に広報、発信することが望まれているわけでございます。

最近では IT の技術もさまざま活用させていただきたいと思っております、ミラサポというサイトを中小企業庁においても開設をいたしました。大変利便性もこのところ高まっております。その中に施策マップという形で、国と都道府県と市区町村それぞれの施策情報が有機的に使い倒せるように、そういった機能もこの中に組み込んでございます。こういった施策マップも活用しながら、国、自治体が効果的な支援をしていくことが非常に重要でございます。

最後の重点施策の 10 番目でございますけれども、手続の簡素化、施策情報の提供ということでございます。小規模企業の方々が申請書類、手続が大変負担になっているという声が依然としてあるわけでありまして、ここの簡素化、合理化はこれを不断の努力で進めていかなければならないと考えてございます。そういった申請書類の簡素化なども進めながら、あわせて支援機関も活用した申請の支援も推進していくことが大事かと思っております。あるいは電子的な申請手続の促進ということもしっかり考えていかなければいけない。

広報につきましてもインターネット、マスメディアあるいは地方公共団体の広報媒体などさまざまございます。小規模企業の方の目にかにとまりやすいかという観点で、しっかり積極的に情報提供していくことが非常に重要でございます。

以上が 10 の重点施策でございます、最後にその他ということで第 3 章でございますけれども、横断的な事項を 3 点ほど記載させていただいてございます。

1 つは小企業者への配慮でございます。これは基本法の中で従業員が 5 人以下の企業を小企業者と定義をさせていただいております、特段の配慮を払うということになってございます。小企業者、個人事業者を初めといたしまして、全体の小規模企業の 6 割を占めるわけでございますけれども、個人事業、法人、それぞれの事業形態の違いにも応じた、きめ細かな施策を講じていくことが必要なわけでございます。

東日本大震災からの復興ということでございまして、復興の段階に応じた支援の継続が不可欠な状況に現在あるわけでございます。

最後のページでございますけれども、今後も被災地の小規模企業の復興、再開を後押ししていくということで、地域経済全体の再生に資する取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

最後に 3 番目でございますけれども、消費税転嫁あるいは取引適正化への対応も大変重要な課題でございます。中小・小規模事業者が公正な取引環境の中で持っておられる力を最大限発揮していただくことが、日本経済のためにも大変重要でございます。そのために

消費税転嫁対策特別措置法に基づいてしっかり監視・取り締まりを引き続き続けていかなければならない。あるいは関連する施策もあわせて継続して講じていくということでございます。

また、消費税以外にも原材料高あるいは燃料高が小規模企業の大変大きな課題になってございますので、下請代金支払遅延等防止法といったものに基づいた監視・取り締まりも引き続きしっかりやっていかなければいけない。あわせまして独占禁止法の優越的地位の濫用という点につきましても、厳正な取り締まりをやっていく。こういった3本の法律を有効に活用しながら、取引の適正化を図り、小規模企業の方が本来有する能力をこれまでに以上に発揮をしていただくことが大変重要であるということでございます。

以上でございまして、「はじめに」というところで全体の基本計画の位置づけ、PDCA サイクルとの一体化といったことを規定させていただきながら、全体の基本的な方針、10の重点施策、その他、横串の横断的な事項3点というものを、全体13ページでございすけれども、おまとめさせていただきました。

13ページの基本計画は、ほかの基本計画に比べますと薄いものになってございます。もう少し厚いものが結構ございますけれども、これは薄いものにしたのには理由がございまして、この基本計画は小規模企業を支援する方、自治体なり支援機関が読んでいただいて、こういう形で国がやっていくんだな、我々もそれを踏まえながら、それに合わせながら計画をつくってやっていこう。こういったことも大事でございすけれども、他方で小規模企業の方もぜひ読んでいただきたい。読んでいただいて、国がこういう5カ年間の支援計画を出すことによって、それを踏まえて自分の会社の経営計画、これから5年間どうしようかということが、ある程度安心してしっかり構築することができるのではないか。先ほどビジネスプランをつくっていくことが重要と申し上げましたけれども、それにも資することでもございますので、小規模企業の方も無理なく読んでいただけるような、そういったことも配慮して13ページにまとめさせていただきます。

少し長くなりまして申しわけありません。以上でございす。

○石澤委員長 ありがとうございます。

それでは、討議に入りますが、その前に私から基本計画の検討に当たって一言申し上げておきたいと思ひます。

私がかねがね小規模基本法が制定されますと、今まで光が当たってこなかった小規模企業にこれからは大きな正の光が当たる。間違いなく流れが大きく変わると訴えてまいりました。

事実、今回の基本法の制定によりまして、政策の理念、計画方針が示されました。会員の中からは基本法ができてよかったというよろこびの声もありますが、同時に、何が一体どう変わるのか、新しい政策とは何かという声も聞こえてまいります。これらの声への回答が、今回、御審議いただく基本計画であろうと思ひております。

基本計画では現在、小規模企業が抱える課題を克服するための具体的な施策の目標、そ

して、それを具体的に実現するための政策をわかりやすくしっかりとすくい上げることが何よりも大事だと思っております。同時に、今、商工会は全国の各県に対しまして、今回の国の基本法に呼応して、それぞれの県においても小規模企業振興の県条例をつくるように働きかけております。したがって、今回の基本法が地方自治体のひな形とならねばならないと考えております。

したがって、これからは基本法の中身を皆さんと時間をかけてじっくり論議をしたいと考えております。できれば年度中、来年3月まで時間をかけてと思っておりましたが、少しでも早く政策の実現をしていくためには、9月半ばに予定をされております閣議決定に織り込まねばなりません。したがって、基本計画だけは早目に示す必要があるだろう。したがって、8月末までに政策の基本的な方向を示すものをまとめまして、そして、さらに踏み込んだ具体的な新しい政策等については、年末に27年度の予算の決定がありますので、それまでの間にさらに今後5年間の新政策の決定あるいは現行施策の評価、検証などを行っていくために、今後引き続き適宜委員会を開催したいと思っております。

いずれにせよ、本日の論議が新しい小規模振興施策のスタートでございます。小規模事業者の期待も非常に大きいものがありまして、基本法ができて本当によかった。国も本腰を入れて小規模企業の対策に取り組み始めたとみんなが実感できるような中身のある基本計画となりますように、引き続き皆さんの活発な議論をお願いしておきたいと思っております。

これから事務局から説明いたしました小規模企業振興基本法をめぐる動きや、小規模企業振興基本計画原案について御質問、御意見をいただきたいと存じますが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、松島委員が所用のために中座をされますので、まずは御意見があればどうぞ御発言を願います。

○松島委員 御指名ありがとうございます。

事務局の大変詳細な丁寧な御説明を伺いまして、数百万に及ぶ小規模企業者全体に対して目配りをするとすれば、こういう形になるのかなというような感じを持ちました。

一方で、石澤委員長が御発言されましたように、個々の小規模企業・事業者が、これは我々にとって大変びたっとくる、そういう政策が書かれているというふうにするためには、前の委員会でも申し上げたことですが、具体的にこういう課題に直面したところには、こういうような政策が組み合わされて提供されるぞというイメージがわかるようなステップを示す必要があるかなということも同時に思いました。

包括的であるということは大変大事なことでありますが、一方で非常に多くの数の小規模企業者がいるわけですから、その方々に対して、これは自分にとってこういう意味があるということがわかるような、一段階具体的な課題に対してさかのぼって、そこに視点を置いて、こういう場合にはこういうことで政策を組み合わせていくというイメージを出す

ような作業が、この基本計画自体かどうかは別として、基本計画の中にそういう志向性があるということを感じ込んでいくと、多くの小規模企業の皆さんにとって、これは大変ありがたい、意味があるというふうに感じていただけるのではないかと。そういう印象を持ちました。これだけ最初に申し上げておきたいと思います。どうも御発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。全くそのとおりでございますので、当局におかれましても、まさに画期的な基本法だと思いますので、小規模企業者が具体的に実感できる内容を盛り込んでいただきたい。時間をかけて論議をしていきたいと思っております。

ほかにどなたか御意見ございませんか。三神委員、どうぞ。

○三神委員 ありがとうございます。

今、松島委員からどのように周知をしていくかという問題提起をいただいたので、それに関連して述べさせていただけたらと思います。

恐らく従来のアプローチでいくと、どうしても商工会、商工会議所のコミュニティが高齢層、特に人口のバランスで言うと60歳以上、このデータが2012年のものですので、恐らく今ですと65歳前後以上の方メインに政策が届いてしまう可能性が非常に高いと思っております。

これから5年間という使い方になってくると、年金受給までのつなぎというようなマインドでやられては、非常に問題が出ると思うのです。

今回非常にキーになってくるのは、資料の11ページ目にあるこちらのグラフを拝見しながらお話をしているのですが、むしろ統計上は15歳から59歳までの間全体にどう届けるかという問題意識で、特にそれを注視しながらやっていただけないかと思う次第です。

そのために何をすればいいか。現実的なことを申しますと、地方自治体との連携をしていくというふうにお話があったのですが、例えば県庁の記者クラブというのは、基本的には知事の動向を追うのが中心になってしまっていて、国の政策が具体的に誰が使えて、そして、どこに行けばその詳細な情報が得られて、具体的な事例としてどんな成功パターンが考えられるのかというところまで落とし込んだ広報活動というものが全くこれまでなされていないと思うのです。今回に関しては、特に地方都市それぞれの最低限、県庁記者クラブに対してそこまでブレイクダウンをした広報活動をぜひともしていただきたいということと、このときに一般的に小規模事業者あるいはそうなろうとしている方というのは、日経新聞はとっていないレベルと考えていいと思うのです。むしろ、それぞれのエリアの地方紙に載って、初めてようやく見たことがあるかもしれないというレベルなので、そこまで具体的にやっていただきたいと思うことがございます。

少しずれてしまうかもしれないのですが、中小企業大学校との連携という御説明があったのですけれども、私の勉強不足でもし認識が誤っていたら申しわけないのですが、経営指導員養成所という色彩よりは、むしろ今後例えば女性であったり高齢者であったり若い

方が、現在は本業があるけれども、将来的にそういった創業にアクセスしたいというアプローチをとるときに、夜間であるとかオンラインであるとか、あるいは修了証単位で例えば会計の知識が弱いから会計領域だけとりたいといったものを提供できる体制になっているのか。そういったカリキュラムになっているのかということ。

もう一点が、本当に若年層でこれから始めたいという方は、せいぜい持っていてスマートフォンなのです。パソコンが1人1台あるという東京の事情とちょっと違いますので、そういった方がアクセスできるというと、それぞれの図書館ですとか、今度は市町村単位になってしまうのですが、こういったところに行く、あるいは商店街の中にそういったアクセスできる場所があるという、ここまでブレークダウンしていかないと、実態が伴わないものになってしまうのではないかと懸念しております。

話が前後いたしますが、ぜひともどうしても65歳以上、余り差別的に言うてはいけないのですが、もしこういった方たちのアプローチがメインになったら、それは商工会、商工会議所のコミュニティで既に御縁がある方たちにしか届いていないという目安で、もしそういった方たちからアプローチがあったら、高齢者雇用や雇用に今後5年間でどのぐらいふやすんだといったものが初めて支援するぐらいのスクリーニングがあっても、私はいいいのではないかと感じております。

以上になります。

○石澤委員長 西村委員、どうぞ。

○西村委員 日本商工会議所の西村でございます。

小規模企業基本法、本当にどうもありがとうございます。我々は本当によろこんでおります。また、小規模企業振興基本計画案、原案につきまして非常にわかりやすく簡素につくっていただいたなと感じておりまして、非常によろこんでおりますが、字句といいますか、考え方も含めて4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は9ページの重点施策7についてであります。市町村への交流人口の拡大ということで書いてございますけれども、事業者にとりましては交流人口の拡大というものではわかりにくい。もっとストレートにお話をさせていただいたらいいいのではないかと思いますので、観光振興とはっきりおっしゃったほうが、来たり出たりという意味が非常にわかりやすいのではないかと思いますので、ぜひ観光振興というような言葉に変えていただければ非常にわかりやすいと思います。

2点目は、10ページの重点施策9の①の支援機関についてでございますけれども、御承知のとおり我が国の人口減少は加速化しておりまして、特に地域の経済に大きな影響を与えております。とりわけ小企業におきましては、地方都市におきましては人口の減少や消費の落ち込みが大きく、大変深刻な事態に直面しております。このため小規模企業の抱える課題は、一商工会議所や一地域では対応が困難になりつつある。御承知のとおり商工会議所は市単位でつくられておりますが、1つの市だけでは非常に対応が困難な自治体があるのではないかと感じております。

したがいまして、県境を越えた、また、経済圏という意味での広域的な物の考え方で対応することが、重要になってくるのではないかと考えております。

ぜひ基本計画におきましては、こういった支援機関の広域連携について記載していただければありがたいと考えております。

3点目は、同じく重点施策9の②の国・地方公共団体についてでございますが、先ほど石澤委員長がおっしゃられましたように、都道府県に働きかけているんだというふうにおっしゃいましたのですが、私どもは特に商工会議所が行っております経営改善普及事業、小規模企業支援におきましては、都道府県には大きな負担を担っていただいておりますので、今は地方公共団体という文字になっておりますが、ぜひ石澤委員長がおっしゃいましたように、国と都道府県とが同じ基本方針で小規模企業の振興に関する計画や条例を策定することが必要なのではないかと感じております。ぜひ本基本計画に都道府県とはっきり書いていただければ、非常にわかりやすいのではないかと考える次第でございます。

最後に、今回の基本計画では計画策定後にPDCAサイクルを回していくことが明記されておりまして、先ほど2年サイクル、1年もありますけれども、できれば2年ぐらいで政策に反映させていくというお話がございましたが、まさしくこのPDCAサイクルを回すということが非常に大事でございます。特に実行、検証、改善ということが重要だと感じております。

したがいまして、この計画が絵に描いた餅に終わらぬよう、ぜひ国、都道府県、市区町村におきましては、本計画が確実に実現されるための予算の確保につきましても、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと考えております。

私の発言は以上でございます。どうもありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

商店街というところで、まさしく小規模事業者の集合体というか、そんな形の中でお話をさせていただきたいと思えます。

我が商店街は問題が3つございまして、経営者の高齢化と後継者問題が1つ。次に、自社の魅力を出すことができない。専門性、強みを出すことができない。わからないというのが2つ目。3つ目といたしましては、建物の老朽化というものがございまして、これが三大課題と言われております。

しかし、基本計画につきましては全てそれを網羅してございますので、非常に広く隅々まで改善というか、いいなというような感じを受けていますけれども、1つには基本計画に対してどう具体的な支援が必要かということが、これから必要になってくるのではないかと考えております。

私の案でございますけれども、興味を持ってもらうという意味では現場の意見を聞く。こういう基本計画ができて4つの目標があつて、さまざまな支援をしていくのだけれども、

実際問題ここと照らし合わせたときにどういう支援をしてもらいたいんだということを、何か商工会議所、商工会の経営指導員か何かを通じて声を拾ってくると、だんだん小規模の基本計画が実行されていくんだという認識というものが、より身近になってくるのではないかと思っております。

PDCA サイクルにつきましても確かに大切なことをごさいますて、国のほうでも定量目標と定性目標をとりながら、それを目指しながら事業者さんも、自分の会社の PDCA サイクルをつくっていくぐらいの形を望みたいと思っております。

と申しますのは、先日、小規模持続化補助金というものがございまして、50 万円の 3 分の 2 でございすけれども、これは非常に事業者のモチベーションを上げたのです。なぜかという、私どもの佐久商工会議所につきましても、50 近くこれを採択していただきまして、何がよかったかという事業計画を書くきっかけになったというのです。ほとんど事業計画を書いていないのです。小規模事業者の皆さんは。ですからそういうことによって事業計画ができた。店舗の改装、設備ができて、自社の強みもわかったということがありますので、やはりそういったところのきっかけにして、自社を見つめて、当たり前のように事業計画なんかできているだろうではなくて、意外にほとんどできていなかったところが本当にびっくりしたのですけれども、非常に効果的でした。ですから、そういったさまざまな支援策をしていくことによって、非常にきっかけづくりになっていくので効果が出てくるのだろうなと思っております。

そこで問題なのは支援体制でございす。支援体制はどのように、誰が、どこでやっていくのかというところが、より具体的に持っていくということではないかと考えておりますので、商工、商工会議所、行政、大学校、そのようところがどう機能していくのかということも同時に考えていかなければいけないことが大事なのではないか。私はどんどん現場の意見というものを吸い上げながら、より距離を短くしながら機能的、効果的な施策、基本法になっていけばいいのかなど。基本計画につきましても非常に全て網羅されておりますので、私は専門家ではありませんから、それぞれの方に御指摘いただきながら、より磨き込んでいけばと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

園田委員、どうぞ。

○園田委員 ありがとうございます。

2 点ございす。1 点目は 10 の重点施策の 1 の(2)に相当する部分なのですけれども、自分の例で申しわけないのですが、今週までアメリカに行っておりまして、こういっただっこひものカンファレンスに行っていたのですけれども、その中でいろいろな商品を見ても、私どもの商品は品質的にも素材とかつくりとか、それを下支えするような知識ですとか理論とかスキルというものも世界でトップだなということを実感して帰ってきたのです。そうするとアメリカの大手の業者さんなんかは、うちで扱いたいみたいなことをおっしゃってくださるのですけれども、弊社でやりたいのはマスの販売ではなくて、それがわかる

人に届けたいというようなポリシーを貫きたいなということも改めて感じたのです。

そうすると、よくこういったことでやってくださるような、需要開拓に向けた支援ですと、大きな展示会ですとか、いかにたくさん売ってたくさん流通させるかという点でのこれまで施策が多かったと思うのですけれども、point to point という形でも何かできるような視点があればうれしいなと思いました。相手は確かに、うちも小規模事業者ですし、取引をしたいとおっしゃってくださる、理解してくださる業者さんも本当に小さいところなのです。でも、その小さいところが世界中にふえていけば、私どもとしては十分大きな取引になるのですけれども、どうしても海外で何かしましようという話になると、こちらは1社で出かけていって、向こうは大きなところといかにつながるかみたいなことを今までずっとやってきたと思います。

弊社のような職人的な考えをしている小さな会社というのはたくさんあると思うのですけれども、そういったところはどんどん生産をしてどんどんつくっていききたいということよりも、品質を落としたりしたくないとか、そういったこともあって逆に長く続いてきたかもしれないのです。その辺も加味したような、これは具体的な話になるのですけれども、何か取り組みがあればうれしいなと思いました。

私も今まで例えばアリババとかも登録してやったこともあるのですけれども、やはり少し違うなということもありますし、あぁいったサービスですと今は年間70万円ぐらいかかるので、小規模事業者にはかなり負担がありましたので、成功例ばかりいろいろお話されるからできるのかなという気にはなったのですが、結構自分は難しかったです。

そのことに関して、例えば今度よろず支援拠点が始まりましたけれども、なかなか理解していただけるのかなというのが実は不安で、47都道府県にできましたが、ジェネラリストとして答えられるところは一握りでいいと思うのです。47あるうちのもしどこにでも行っていいのであれば、その得意分野のところに私は行きたいです。その話がわかってきて、その分野は得意ですよというところに、県境をまたいでも相談に行きたいと思えます。ですので、同じものを47つくるという発想ではなくて、何か尖がったところを持っているところがたくさんあるほうが、私たちは使いやすいなと思っています。

2点目は簡単に申し上げますと、この重点施策の2の(5)になりますけれども、私どもも5人のスタッフでやっていますが、社会保険は非常に厳しくて、国会での審議の中での意見にも出てきましたように、確かに同じ国民ですので負担しなければいけない。会社組織にしているからこういう決まりですと言われれば、それは当然そうなのですけれども、かなり厳しいというのが現状ですので一言、意見として申し上げておきたいと思いました。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

門野委員、どうぞ。

○門野委員 私も1つ気になったことが、PDCAの中身なのですが、今のままで決めていくと、こういうことをよく知っている人たちばかりが使っていて、その結果、全然知らない

人たちは活用していない中でこの評価をされるとなると、今までと何ら変わらないと思ったのです。せっかくこういうものをやることによって、この事業がいいのか悪いのかという評価の中身について、今までこういうものを採用していない人たちが、今まで使っている人も当然いるのですけれども、使っていない、知らなかった人たちがどれぐらいここに参加して、それで意義があったのかということの中身についてやっていかないと、こういうことの支援機関さんやミラサポもひっくるめて、こういうことをよく知っている人たちだけが今までと同じように継続的に使っていく。その結果どうだったのかというのは非常にいいことがなされているので、継続してやっていくということではなくて、全く今まで知らなかったような小規模事業者がどんどん利用していった中身について、この事業を存続したほうがいいのかしないほうがいいのか、評価をしていかなければいけないのではないかと1つ思いました。

ではそれをどうすればいいかということ、結局はミラサポもひっくるめて、このことをどう小規模事業者に伝えていくのかということが、少しみんなでもっと考えなければいけないのではないかと。その中で先ほど地方に行ったらパソコンも持っていないよとか、何とかだよという中で、テレビを持っていないところは多分ないだろう。私は前回も宣伝広告を打ったらどうでしょうかということを書いたのですけれども、何かテレビで広告をしても余り上がらないということでしたが、上がるようなことを考えて宣伝広告を何か打たないと、支援機関さんに登録していない、または全然かかわっていないという会社さんにも、広くこういうことをやっているんだということを教えるには、公共的な何か知恵を絞って小規模事業に伝える努力をもっともってしていかないと、なかなかいいものを看板は上げたけれども、誰も見ていない。見ていないやつが悪いんだというやり方だと、今までと変わらなくなるというふうに思いました。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

高橋委員代理の辻さん、どうぞ。

○辻代理 知事が出席できず申しわけありません。

知事も今回、委員になってずっとこの会議には参加させていただいておまして、この法律の成立については、何とかこれを前向きなものにしていきたいと考えております。

そういった中、北海道は人口減少社会、まさに地域経済も非常に厳しいという状況の中で、都道府県としてもこの法律に先行して取り組みを進めていきたい。今、お話のありました委員の方々の御指摘は、まさに都道府県はさっぱりこの話は知らないのではないかと、事業が全く一体的に進んでいないのではないかと。それと一つ一つの企業が本当にどこまでこの法律を知ろうとしているのか、また、活用しようとしているのかということがわからないのではないかとというお話もありまして、私どもとしてはできる限りこの法律、実効性を持たせるようにしたいということで、現在、私どもも知事の諮問機関において、施策のあり方の検討に取り組んでいるところでございます。

それに先行して今、道では、具体的に3つの取り組みをしており、ぜひ御紹介したいと思ひまして発言させていただいているところです。

1つ目は、地域への投資を呼び込むなり、人材を呼び込もう、ネットワークをつくろうということで、クラウドファンディングを使って地域の有意性を生かした創業を創出したという事業。いわゆる農村型ベンチャーのような取り組みを支援していきたいということで、現在取り組もうとしているところでございます。

2つ目は、徹底して女性や若者を商店街に呼び込もう、商店街のリーダーづくりということで、座学、実習でOJT、OFF-JTにより在、女性、若者の商店街を担う実習生をつくるという取り組みでございます。

3つ目が、取り組みとしては今までやっていなかったものですが、小規模企業に家庭教師を派遣しようという、今、140社を目標に派遣するのですが、これでは本当は足りないのですが、実際に寄り添い型で経営の問題、販路開拓の問題、後継者育成の問題それぞれありますので、先輩企業の社員の方の派遣といった実践型の家庭教師もありますし、いわゆる社労士だとか税理士さんといった方々の派遣ということもあるのですが、家庭教師型の派遣ということをやっているとしております。

いずれにしましても、都道府県としてもいろいろ頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ今回の計画策定に当たっては、都道府県が対応できるような事業スキームをつくっていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○石澤委員長 ありがとうございます。

小出委員、どうぞ。

○小出委員 富士市産業支援センターの小出でございます。

この計画を拝見させていただいて、非常に中身はよくできていらっしやって、完璧であると思ひます。全く問題ないと思っております。しかしながら、この計画にのっとり小規模事業者の皆様方に活性化を促す、この接点はどこにあるかということ、当然ながら公の産業支援機関と既存の支援機関が接点になるだろうというところがございます、ここがパフォーマンスを上げていかない限りにおいては、いかに立派な計画ができて、なかなか思うような結果に結びつかないのではないかと思っております。

これは従来からも申し上げているとおりなのでございますけれども、全国あまたの小規模事業者の方々が経営上の課題、悩み、問題点を抱えていて、同じ100%の人たちが今よりもよくありたいと思っているわけでございます、これまでも支援の窓口に行けば、自分たちの経営がよくなるという窓口があるとすれば、当然ながら行列ができるはずであつたらう。それが一体どうだったのかというところを、もう一度きちんとチェックする必要があるのではないかと。小規模事業者にとって魅力のある支援機関であれば当然ながら人は集まるわけでございます、その魅力とは何かということ、そこに行けば自分たちの経営がよくなる。この一言に尽きるのではないかと思っております。

そのために必要なのは、ここに書いてあるところの国レベルでのPDCAということだけで

はなくて、各支援機関のPDCA、特にチェックのところをかなり厳しくやる必要があるのではないかと思います。民間並みの厳しい目線で自分たちの実情はどうなのかということはかなり厳しくチェックしていかない限りにおいては、せっかくなつくられたものも期待されるレベルには達しないのではないかとこのころが考えられるわけでございます。

そんな中、この計画の中でも大変大きな期待をいただいているものが、富士市産業支援センターをモデルとするよろず支援拠点であろうと考えておりまして、私自身も昨年2月ごろから中小企業庁の皆様方とともに組み立てのところをお手伝いし、なおかつコーディネーターの選定、教育、運営についても、基盤整備機構の皆様方と一体となってやらせていただいております。

選ばれました全コーディネーターの皆様方が私どもの現場に来ていただいて、集合研修をやらせていただいて、全ての方々とお会いしましたし、なおかつ人の選定の部分においても全国何箇所かについて私もやらせていただきまして、今までこういった公の産業支援機関の中にはなかったような逸材を何人か見つけ出すことができ、非常に大きな期待を抱いておりますし、なおかつ私どもの現場に来ていただいてやりとりする上においても、非常に高いモチベーションを持って大きな流れを変えていくんだ。支援の1つの目指すべきモデルになるんだという高い志を持った人たちが数多くいるということも、非常に大きな期待を持っておるところでございます。

一方、このプロジェクトは皆様方も見てわかるとおり、ほぼ人で決まってしまう。恐らくパフォーマンスの80%は人で決まってしまうと思うのです。つまり優秀なコーディネーター＝腕の利くビジネスコンサルタントということだと思っておりますけれども、高度なコンサル力を持った人がいるかどうかについてで、ほぼ成果が決まってしまうだろう。そういう観点から考えたときに、かなり問題もあるなという部分も散見されるのも実情でございます。なおかつ担った支援機関の皆様方も、拠点の皆様方も、そういう危機感を持って流れを変えようというふうに取り組んでいらっしゃる方々が多くいる一方で、そうでもない人たち、既存の支援の延長として考えている方々もいらっしゃることも実情でございます。そんな中、このプロジェクト、私もこれから関係性を持っていくわけでございますけれども、よろずに関して言うと強い危機感を持ちながら高い目標を持って前に進んでいくことが必要かと思っておりますし、そんなふうな前提のもと、皆様方にも応援していただきたいと思っております。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

寒郡委員、どうぞ。

○寒郡委員 ありがとうございます。

私の基本計画のイメージ、基本計画全体については、本当に素晴らしいものをつくっていただきまして、感謝の気持ちでいっぱいでございます。これをぜひ細かい部分で施策を推進していただければと思っておりますが、皆さん方もおっしゃっていますけれど

も、私も一番心配をしているのは、いかに細かい施策ができてきたときに、それをうまく展開して、支援体制をうまく整備できるか。この部分が一番気になっているところでございます。

現状の支援機関、認定支援機関の横のつながりというのは多分、現時点ではまずないのだと思います。商工会、商工会議所のような全国組織については、ある程度縦串の情報があるとは思いますけれども、例えば県全体で考えたときに、県全体で議論をする場であったり、あるいは市町村レベルにおいてはどうなのかということが、なかなか難しいのではないかと考えております。

また、その部分を今後の施策の展開の中において、私は逆にこの部分が一番大事なところになっていくのではないかと感じておりますので、その部分についてはひとつ御考慮を願えればと思います。

もう既に去年の補正等でいろいろ細かい施策を出していただいておりますが、先ほど阿部委員からお話がありましたけれども、小規模事業持続補助金については私はすばらしかったなと思っています。特に私どもの商工会をとってみても、若手の経営者がこういった新事業を展開していこうと思ったときに、後ろから背中を押していただいたというのが実感でございます。三神さんから商工会、商工会議所で年齢が上の方に行きがちだという話もあったかもしれませんが、これを若手経営者に適切に伝えていただければ、これは本当にいい施策で補助金であったのではないかと私は思っています。

産業競争力強化法に基づいて今、起業・創業の支援をしていただいておりますけれども、私は前から話をしているとおり、事業承継についても小規模事業者というのは経営者の立場というのも非常に重いので、また、親族以外に第三者承継をするしかないというような現状の中においては、いかに事業承継をすることによって新たに第二創業であるとか、私はそれも新規の起業というみなし方をしてもいいのではないかと考えておりますが、その中で事業承継センターを今つくろうということでお話をされておりますが、今、手を挙げられるのは会議所とか、私も不勉強であれかもしれませんが、運用の部分ですが、これも私は産業競争力強化法にあるような市町村、都道府県と一体となった認定支援機関等で、皆さんでやるというような部分が必要ではないかと思っております。

特に当初のデータからもあるように、56%の小規模事業者が事業承継できていないという数字があります。私どもの商工会にとっても非常に大きな数字です。ですから、いかに事業承継を円滑に進めるか。新陳代謝を図るか。あるいは退場するということもあるかもしれませんが、そういったことをやるためには、それについても一認定支援機関ではなくて、皆さんで一体になって支援をする、整備をするということを考えていただければと思っておりますが、今後の施策においてこういったPDCAサイクルでいろいろチェックをしながら、お話をさせていただきながらやらせていただければと思っております。

以上でございます。

○石澤委員長 鶴田委員、どうぞ。

○鶴田委員 中央会の鶴田でございます。

先ほどの基本計画取りまとめ、感謝いたします。

私からは1点、お願いをしたいと思っております。2月の小規模企業基本政策小委員会の取りまとめの報告書の中で、50ページには地域の小規模事業者が他の事業者との連携と組織化を進める上で、組合の果たす役割は引き続き大きくと取りまとめているところでございますが、今後、人口の減少、高齢化が深刻する中で、雇用を創出する企業組合や過疎地域の資源を相互補強する事業共同組合など、組合の力を結集した地域の活性化が極めて重要になってくるわけでございます。

ということで、資料5の10ページの重点施策8でございます。上から6行目のところで「小規模のみならず」とありますが、そこへ大変恐縮ですが、お許しいただければ「小規模企業や組合のみならず」ということで、組合という文字を入れていただければと思っております。

それから、少し下へ下がって行って9行目の中で「中小企業団体中央会」を先回お願いしたところに入れていただいたということで、非常に感謝を申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。

澁谷委員、どうぞ。

○澁谷委員 東京東信用金庫、ひがしんの澁谷でございます。

非常に今回の小規模企業振興基本計画、すばらしくコンパクトにまとめていただいている。今までですと厚さを見るだけで読むのが少し嫌になってしまうような感じでしたけれども、非常にわかりやすくまとめていただいているかなと思います。これは小規模企業振興基本法にまさに魂を入れる部分なのかなと考えております。

従来、支援機関の立場から申し上げますと、ここに出席されているような優秀な企業の方たちは、こうした制度を十分に活用してきたのだらうと思いますが、小規模企業、小企業の方の大半の方は、まずその問題意識すら持っていない企業が大半であらう。そのところに問題意識を持ってもらう。これも支援機関の非常に重要な役割なのではないかと考えております。

その中において、認定機関が今やたらに多いような感じがするのです。果たしてそれでいいのかというところをすごく疑問に思うところがありまして、小出委員からも先ほどお話がありましたのでダブる点がありますけれども、認定機関のPDCAをチェックする必要があると思うのです。ですから、認定機関のPDCAが十分果たされていない認定機関を認定機関として認め続けること自体が、少しそこには考慮する必要性があるのではないかなという感じがいたします。まさに今回の計画に魂を入れていくには、認定機関の役割が一番大事だと思うのです。認定機関がどういうふうな形で中小企業、小規模企業を支援していくかによって、この中身は決定してくるのだらうと思いますので、私も重要性また自分の立場もそのように認識しておりますので、ぜひやたらに多い認定機関というものをもう

一度考えていただきたいと思います。

最後にお礼とあれと申し上げますけれども、7月18日、私どもの取り組んだ江戸っ子1号、私どもも支援機関として、安倍総理より内閣総理大臣の受賞を首相官邸でいただきまして、大変ありがとうございました。まさにこの活動につきましては、支援機関としての部分をお認めいただいたのかなと思っております。現在はこのプロジェクトの実用化、事業の実用化のグループと、私ども支援グループと分かれまして伴走する、まさに伴走型で支援を続けさせていただきまして、現実の中にいろいろな企業さんあるいは研究機関の需要をいただいているというところがございます。

私からは以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

川田委員、どうぞ。

○川田委員 福井商工会議所の川田でございます。

先ほど来から皆さんのお話の中で、今回の基本計画、非常に完結でわかりやすく評価をされておりますけれども、最終的にはこれをいかに具体的に成果に結びつけるかということだろうと思っております。

私どもまずこの今回の小規模企業振興基本法を制定し、また、支援法を改正して、今までと全く違った異次元の腰を据えた本格的な小規模企業に光を当てる支援。今までと違うんだということをしっかり告知、広報するといえますか、対象の中小企業あるいは小規模企業に知らしめることが大事かなと思っております。

今まで私ども会報という形で多少マンネリ化になっておりますが、今回はひとつ3,000人ぐらいを目標にして、一堂に会して今回のこの基本法の周知徹底といえますか、広報といえますか、あるいは3,000人の中小企業、小規模企業の皆さんが一堂に会するということでのエネルギーといえますか、元気を生むといえますか、そういう意味で会員大会をそういう告知を目的でやりたいと思っております。

これは10月13日に計画いたしておりまして、北川長官にも御出席をいただくようお願いをしております。よろしくお願ひしたいと思っております。そこの告知を徹底するということ。

もう一つでございますが、これも皆さん方からいろいろお話がありましたけれども、支援体制でございます。基本的にはよろず支援ということでいろいろな課題がございますけれども、特に起業とか創業、事業承継、廃業、これは事業者にとってまさに死活的といえますか、真剣そのもの問題でございますので、これに対応するほうも私どもこれまでの経験の中で、中途半端な表面的な対応では絶対成功しないということを経験しております。現在、我々商工会議所が中心になりまして、金融機関であるとか弁護士、税理士、診断士などの専門家チーム、サポートチームを結成いたしました。それぞれの立場から異なる意見をどんどん出していただきまして、まさに事業者の立場になって事業者の納得できるような議論、提案をして、最終的に事業者が事業再生をするのか、あるいは廃業するの

か、そういう選択肢が得られるような対応をしなければ絶対に成功しないということで、この支援体制が私どもにとって最も大事なことかなと考えているところでございます。

最後に、中小企業の支援対策と関係ありませんけれども、一方で地方において地方の中小企業あるいは小規模の環境でございますが、今、大企業のチェーンです。スーパーマーケットであるとか、コンビニとか、ドラッグストア、ビジネスホテル、コーヒーショップなんかもスターバックスがどんどん出てまいりまして、まさに地方のお店屋さんが総合的には競争できないような実態でございます。まさにそういう大企業のチェーン店の地方進出が非常に今、ふえてきておりまして、否応なくシャッターを閉めざるを得ない。そういう面で中小企業が非常に厳しい環境にあるということも、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○石澤委員長 それでは、中村委員の代理の瀬上さん、どうぞ。

○瀬上氏 代理の瀬上でございます。

今回の小規模基本法、今回の振興計画書ということで、これは大変意義のあるものと考えております。

税理士会におきましては、今まで中小企業は特別という形で臨時的な委員会でしたが、昨日の総会から中小企業対策部ということで常設の機関となりました。これは税理士法第1条の使命に基づいても、この中小企業の支援は我々税理士にとって非常に重要なことだということで、積極的に中小企業の施策に対して取り組んでいこうということでございます。

税及び会計の専門家として我々中小企業の相談相手になっているとともに、この中小企業の税務の関与については9割ぐらいと聞いております。中小企業にとって最大の支援者だというふうに思っているところでございます。

先ほど澁谷理事長から、認定支援機関が活動されていないではないかというお話があって非常に税理士会として責任を感じているところでございますが、認定支援機関として活躍する場が少ないのかなと思っけると同時に、我々も教育をどんどんして行って、支援機関として最大に活躍できるようにというふうに思っているところでございます。

先般、税理士会は基本的な考え方というものを取りまとめまして、この考え方に基づいて行動計画ということもつくっております。最大の目的は、中小企業の会計の質の向上を図るということと、中小企業の経営改善に資するという、この2つの大きな目標を立てて活動するところでございます。

中小企業の継続発展ということから、この2つの目的を達成するために研修会等々を開いて、各認定支援機関が積極的に活動できるような施策を講じていきたいと思っるところでございます。

特にアベノミクスの3つのテーマの中の70万社を140万社の黒字企業にするという目標は、税理士にとって非常に重要なことだろうと思っっています。黒字でなくては企業の存続

の意味がございませんので、現状がいいということではなく、黒字になるためには PDCA を回して、税務だけでなく事業計画をつくり、それをどうやって経営に生かしていくかということをお各税理士が考えていく必要があるのだろうと考えております。

そこで税理士会は、全国の地域の金融機関と連携を図っていきたいということで、今、北海道と東京、九州北部ということで金融懇話会という形で実施し、地域金融機関は融資の相談相手ですし、我々は経営の相談相手ということで、お互いに中小企業をターゲットとしているということで、ここの相互の連携が非常に重要なだろうということで進めているところでございます。

ところで、よろず支援の拠点ということで、地方公共団体あるいは商工会議所、商工会、中央会と税理士会とのつながり、連携が少し乏しいのかなと思っております。こちらについても皆様方の御協力で何とか連携を図っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○石澤委員長 では、三神さん。

○三神委員 たびたび恐れ入ります。

資料7の今後のスケジュールのところで、地域の意見交換会というものが8月中旬、下旬と予定されているのですが、情報収集において誰に一体お話を聞けば一番効率がいいか。先ほど現場のヒアリングという声があったのですが、実は日本国内で職業を持たれている方にアンケートをとると、実力ピーク期というのが47歳なのです。あと、多分、中小企業白書が出たばかりで、あちらでも事業承継のベストな年齢というのは、やはりこの年齢に近い。ただ、振り返ってみると、それよりもタイミングを逸してしまったという声が多い。

あと、民間企業ベースの話になるのですが、日本の企業が外資系企業あるいは買収ファンドに買収されたときに、経営が立て直しをするときに買収側が一番ヒアリングの中心に置くのがこの世代なのです。というのは名誉職のレベルになってしまうと、問題の心証は話せても、そのポイント、実務ベースの指摘と実務ベースに落とし込んだ対策までは情報を発信することができないという欠点があって、かつ、若過ぎるとなぜいけないかということ、経営全体のバランスが判断できないということで、おおむね40代後半からせいぜい50代前半ぐらいまでということで、ぜひともこの世代に話を聞く機会を持っていただきたいと思っております。

もしどうしても今までの慣例上、代表者しか呼び出すことができないというしがある場合には、40代のエース級を同行させてくださいという条件を1つつければ済むことだと思いますので、少しそういったところ、実効性のあるアプローチをとっていただけたらと思います。

以上です。

○石澤委員長 ありがとうございます。

出席の委員全員から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

ここで皆さんからの御質問、御意見に対しまして、長官あるいは部長等からひとつコメント、回答があればお願いをいたしたいと思えます。

○北川長官 長官の北川でございます。

本日も貴重な御意見ありがとうございました。いただいた意見はそれぞれ大変納得のいく御指摘でございますので、基本計画にどう書くかどうかは別として、それはそれとして政策にも十分反映していきたいと思えます。

今日お話を聞いていて、非常に私自身納得したといえますか、口幅たたくて恐縮ですけれども、よかったなと思っているのは、園田委員、小出委員、寒郡委員、澁谷委員、瀬上さん、ほぼ共通だと思うのですが、要は我々自身も PDCA サイクルできっちりやってみようというのですが、それに加えて支援機関も選ばれているんだ。今までの地域割りだとか職制割りだ、あなたはここに行きなさいというふうに決まっている時代ではないんだ。支援機関同士もある意味で選ばれるということになっていることです。

先ほど園田委員から、よろずできえ県単位ではなくてほかにいい人がいたら行きたいというのが事業者側の要望だということでもありますから、支援側も、我々も含めてですが、しっかり PDCA サイクルを回しながら何が足りないのか、何が本当に大事なのかということをやっていかなければならないという、ある意味、国、自治体、支援側の共通認識ができたのではないかと改めて思っています。

1つだけ、認定支援機関の話がありました。確かに最近ずっと2万を超えて、今は2万2,000者ということで、大体とるべき方とったのかなと思っておりますので、この先どういうふうにならぬか。この仕組みを今後考えていくべき課題だと思っております。どうもありがとうございました。

○丸山部長 経営支援部長の丸山と申します。どうも今日はありがとうございます。

皆さんから大変多様な御意見をいただきましたけれども、幾つか共通であったところがあったと思えます。2～3点だけコメントをさせていただきますが、1つは冒頭、松島委員の御意見を皮切りに、具体的な施策をどうしていくかということについてお話があったかと思えます。今回この基本計画を示させていただいて、今日はいろいろな御意見をいただきましたし、これからのパブリックコメントなども含めて、さらに広く御意見をいただくことにしております。

その過程で、この基本計画は5年間一貫した流れをどう皆さんに御理解をいただくかということをつくらせていただくわけですが、もう一方で施策をどうするかというのが大きな流れとして大事でございます。既に持続化補助金は幾つかの方からよかったという御評価もいただきましたけれども、そういう意味ではもはやゼロ年目といえましょうか、第1年目は始まっているということだと思っておりますが、まさに新しい基本法あるいは基本計画のもとでの本当の1年目というのが27年度にならぬかと思えますが、概算要求についてのプロセスというのも今後本格化してまいりますので、改めて次の機会にはそういったことも含めて、具体的にはということもあわせて基本計画と一緒に御報告をさせていただきます。

きたいと思っています。

非常に共通した意見として、どうやって現場の方にお届けするのかということをおっしゃっていたと思います。具体的なプレスの使い方ですとか、あるいは現場での意見を聞く機会をたくさん設けるべきだという御意見があったと思います。

いろいろなやり方があるかと思いますが、我々もこれはつくただけでは仕方がないわけで、どうやって 334 万の方を念頭に現場において御理解をいただいて使いたくか。特に今まで知らなかった方にどうやって知っていただくかということは本当に大事だと思いますので、この点については本当に心してこれから取り組みをしてまいりたいと思っています。

今、長官からも既にお話をさせていただきましたが、多分、一番今日、共通していたワードは PDCA だったのかなと思います。我々自身がなかなかできていない面が正直言うとあります。政府として施策の PDCA をどう回していくか。これは非常にこれからのトライアルになりますし、先ほど一覧表のような形でお示しをしましたが、これは本当に努力をしていきたいと思っています。

その上で、それ以外の支援機関の方あるいは事業者の方とおっしゃった方もおられたと思いますけれども、それが同じく回っていくということで車が幾つも走っていくことになろうかと思いますが、そういったことも心がけながら我々自身の PDCA をしっかり構築していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○石澤委員長 委員からの御発言は以上であらうと思いますが、オブザーバーの方から何か御発言がありましたら。

中小機構の高田理事さん、お願いします。

○高田理事長 基本計画ということの位置づけが冒頭、桜町さんから羅針盤だというふうな位置づけと説明がありましたけれども、私はそういう形で見ただけの場合には、過去の議論がしっかりと消化されて取り入れられているし、大変いい出来になっているという失礼ですが、そういうふうに思いました。

特に PDCA を具体的に実行していくためには、PDCA サイクルをしっかり回していくことが必要だということは、これは今までにない、ある意味では私にとっては画期的な考え方の導入。ただし、PDCA というのは実は皆さん基本のように唱える方がいっぱいいらっしゃるのですが、現実はどうやってやるのかという話は実は、どこまでわかっているかという話で実は疑問がいっぱいありまして、私ども機構でも PDCA をやるんだと言っても、なかなか本当にできているとは言い難い状態です。

例えば絵がありますね。これに具体的なやり方として計画みたいな形にまとめられていますけれども、これで見ても PDCA のチェックは大事だと皆さんはおっしゃいますが、チェックって何をチェックするんですかという話が問題でして、結果が果たしてそのとおり、目標どおりいったかどうかという話は、それはそれで当然チェックするのですが、大事なことは How to のところです。プランをどうやるんだというところをチェックしながら、そ

のプランそのもののやり方を変えるということが書いてありますね。問題なのは、プランがもっと大事だということをしつかり強調していかないと、多分に結果のチェックで終わってしまって、よければそれでいいという話になりかねないので、もっとよくできるはずだ、もっと効率よくできるはずだという話が必ずあるはずなのです。そういうことだけ少し申し上げたい。

それから、これは質問なのですけれども、知っていただくことが大事だということはずっと小委員会で繰り返し議論があつて、皆さん主張されていたし、今日もありましたね。これは我々も全く中小機構という名前が大体知られていないということで、とんでもないことだと。知られていないことは存在しないに等しいということで、我々ももちろん事業のことですけれども、事業を知っていただくためにいろいろ苦勞をしています。PR だとか、金のかからない方法しかないんだと。金がないからです。そういうことでやってきていますが、なかなか簡単には実効が上がらないという実態があります。

それで先ほどテレビを使うべきだというお話があつたり、メディアはもう少し対応しなければいけないのではないかと。地方メディア、例えば新聞でもいいのですけれども、そういうためにはお金が絶対要るのです。このあたり一体どういうふうにしていかれるのか。当然これは予算措置が必要なのでしょうし、有効なことははっきりしています。民間はみんなテレビを使うのです。何百億もかけて場合によっては当然金を使っていくのです。そうすれば認知は図られますが、それはしかし一過性のものであれば必ず記憶というのは薄れていきますから、継続してやっていかなければいけないという話になってきて、いろいろな問題が出てきます。いずれにしても、この辺はどういう形でやるのかという話は、意外と具体的な形で議論がされていませんので、ぜひとも皆さんとしてみたいです。これを詰めていくことは大事だと思います。

あと、うちの事業に関係することで御質問がありましたから、少しだけ申し上げたいと思いますが、中小企業大学で例えばこれから小規模事業者の方を対象にいろいろ研修をやっていくという話の中で、当然時間がない方々ですから、三神さんから夜間研修ができないとか、あるいはeラーニングの話ですね。実はこういうようなことで現在、東京の場合はサテライト校をつくって、そこで小規模事業者の方々を対象に研修をやる予定でいます。eラーニングも今、開発を進めている最中でして、もともとやられてはいますけれども、内容が果たして本当に使いやすいものか、理解しやすいものかというのが大事ですから、この辺のところは現在開発中です。

よろずのほうですが、これも我々全国本部をやっておりますけれども、いろいろな方が出ましたが、これは支援機関との連携をしていかないと、多分47都道府県の5名ぐらいの所帯で1府県、そこでやるだけでは多分、まだ行列ができるほど来ていませんけれども、十分な対応ができないはずなのです。したがって、支援機関との連携というのは極めて重要であるということで、いろいろそういう相談があれば、そちらのほうに御紹介するというのをやる予定でいます。ただ、これが十分できるかどうかはまだだと言わざるを

得ませんが、そういう方向でやっていきます。

以上です。

○石澤委員長 多くの御意見や御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

ここで御出席いただいております田中政務官から、何かコメントがありましたらお願いをいたします。

○田中大臣政務官 ありがとうございます。

さまざまな御意見、御指摘もいただきました。本当に感謝申し上げます。

小企業者も支援機関も、また、政府もそれぞれがいろいろな意味でスキルを上げていかなければいけないんだな。そして、みんなが一体となってこの基本計画のもとに頑張るんだなと思います。小企業者の皆さんも誰でも業績を上げたい、売り上げも上げたい、利益も上げたい、今日よりも明日だとみんな思っているのは事実だと思います。

しかし、今までは我々政府側としても中小企業政策は、まずはみずからやる気がある人に展開していたと思うのです。いろいろな支援策も努力して、自分で手を出して引っ張ってくれた人が、そういうところばかりが結局利用していくような、そういうパターンが続いてきたような気がしてなりません。そうではなくて、もう一步、政府側、支援側としても商売をやっている、商業的な感覚でいかに、こういう言い方はあれですけども、そこまでスキルがなくても、あるいは余りやる気がひよっとしたら薄い人にまで手を差し伸べて、そしてみんなで頑張ろうということをやはりやっていくことが必要だなと改めて今、感じました。

これは政府としてもアベノミクスを全国津々浦々に広め、そして、地域の雇用あるいは経済、需要、こうしたものを支える小規模事業者の皆さんが潤っていただかないと、日本経済の再生はないということは当然のことですので、冒頭にもお話ししましたがけれども、基本計画を羅針盤として、小規模事業者の皆さんにもしっかりとこれをお届けして、見ていただいて、そして、国、支援団体あるいは県、市町村と小規模事業者、みんなで一体となって頑張ろうという気運を高めるように努力していきたいし、また、この基本計画も皆様の御指摘を踏まえて進めていきたいと思います。

今日はいろいろな貴重な御意見をいただきましたこと、本当に感謝を申し上げます。またこの後ヒアリングですとか、あるいは地域にも出向いていろいろな会議も持っていくので、少しでもこれが1件でも多く浸透できるように努力してまいりますので、また今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。

基本計画原案につきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして修正した後、パブリックコメントにかけるとともに、全国各地で小規模事業者や自治体、支援機関などと意見交換会を実施する予定であります。その後、これらの意見を踏まえた修正案を再度皆様に御議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

その際、基本計画と密接に関係する平成27年度予算の概算要求についても、あわせて報

告をいただきたいと思います。

パブリックコメント及び地域の意見交換会にかける案につきましては、委員長に一任いただきたいと思いますので、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○石澤委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして今後の進め方について事務局から説明をいたします。

○桜町課長 資料7をご覧いただければと思いますけれども、今、委員長からお話がありましたとおり、今後につきましては委員長と御相談させていただいて、今日いただいた御意見を反映させたものをパブリックコメントにかけさせていただきたいと思っております。それから、地域でも全国9カ所で小規模企業の方あるいは地公体、支援機関、さまざまな方から御意見をいただければと思っております。

関係する省庁との調整もまだこれからの部分がございますので、今後やってまいりたいと思っております。

そういったことを全部消化しながら、次回の委員会で取りまとめの御審議をしていただければと思っております。現在のところ9月1日の午後、開催させていただけないかと考えてございます。

そして、その後、中小企業政策審議会にもともと諮問されてございますので、この本審議会、場合によっては書面審議になるかもしれませんが、かけさせていただいて、答申をいただく。そういったことを踏まえて、最終的に9月中旬の基本計画の閣議決定を目指したいと考えてございます。

以上でございます。

○石澤委員長 最後に私から所見を申し上げたいと思いますが、先ほど論議がありましたように、いかに立派な政策であり、あるいは新しい事業が起きたとしても、それは具体的に使いやすく、目に見える自分の事業の中でのかかわりをなるほどなどわかりやすいものでなければ、私はある意味では意味がないと、このように御意見がございました。

その一例として、わずか50万円の予算でありますけれども、事業持続補助金。これは小さな企業にとってどれほどありがたいことであったか。そして、ようやく小さな企業に光が当たってきた、流れが変わり始めた。国も本腰を入れ始めた。それが実感できることでありまして、やる気が起きるエネルギーとなったと思います。

したがって、小さい事業でも具体的な提案がなければならないということでありまして、そして、これらの事業が周知徹底をしなければ、宝の持ち腐れである。知らない人は一生知らない。それで済むことであっては宝の持ち腐れになるのではないか。この周知徹底をするためには、商工会議所、商工会、中央会などの支援団体の役割ではないか。そのことを痛感された今日の委員会でございます。

我々はこのことを肝に銘じまして、これからの支援団体の立場で運営に当たっていきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして「中小企業政策審議会第8回小規模企業基本政策小委員会」を閉会いたします。

本日は長時間にわたり御審議をいただき、また、活発な御意見をいただき、まことにありがとうございました。御苦労さまでございました。